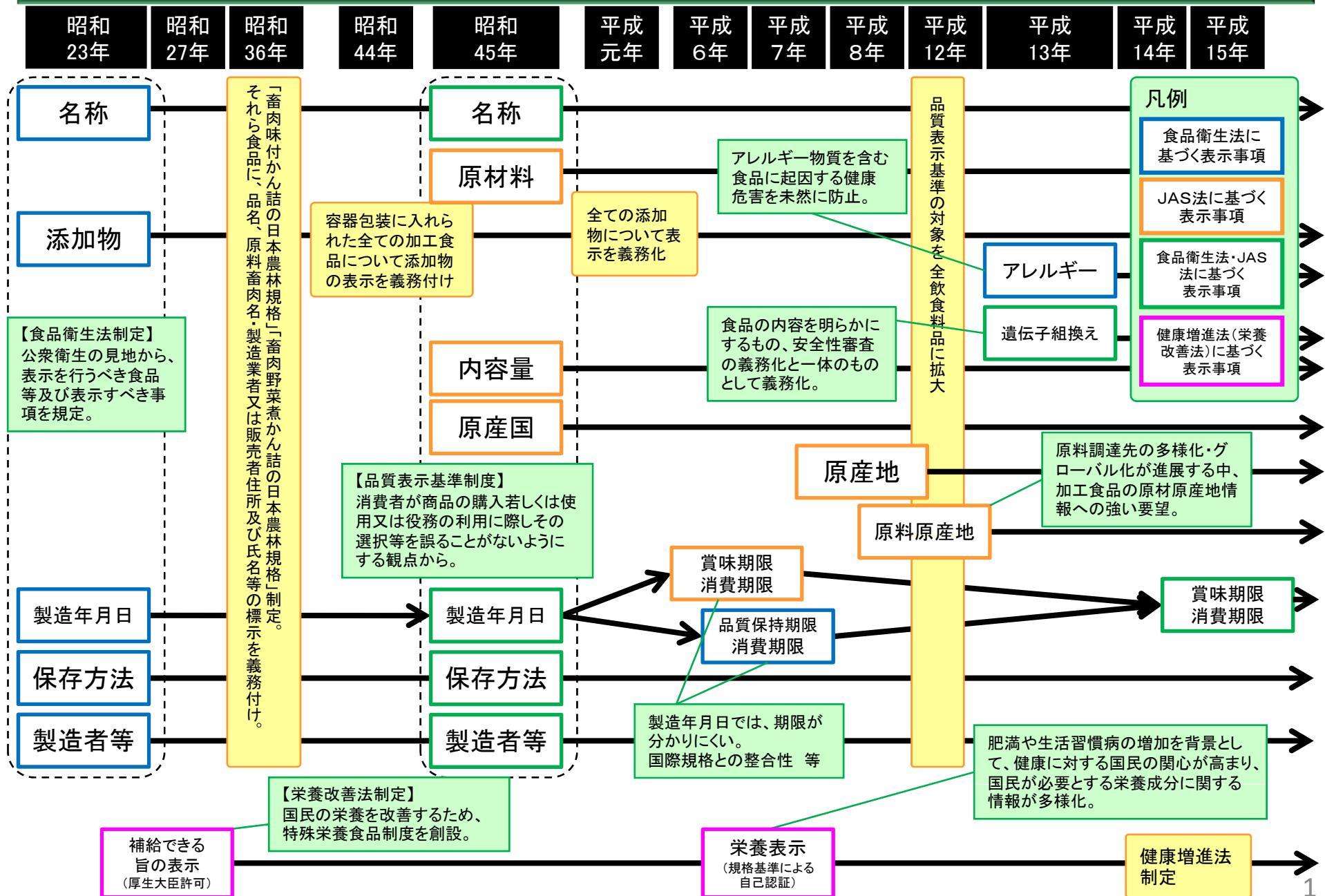


表示することとなった主な 理由・経緯について

平成23年12月
消費者庁食品表示課

表示することとなった主な理由・経緯(総括表)



名称、原材料、内容量、原産国製造業者等の氏名及び住所の表示について

JAS法における理由・経緯

昭和35年 「にせ牛かん事件^(※)」

消費者保護の要請が高まる。

※「にせ牛缶事件」

昭和35年8月、東京都の消費者がロース大和煮缶詰の中に異物が入っていたと保健所へ持ち込んだ。検査の結果、その中味が鯨赤肉であることが判明、製造業者は缶詰製造業の許可を受けずに製造していたことがわかり、処分された。さらに、製造業者を調査する過程で、缶詰業界では牛肉缶詰に馬肉を使用することがなれば商習慣となっていることが判明し、社会問題となった。

昭和36年1月、標示を規定した「畜肉味付かん詰の日本農林規格」及び「畜肉野菜煮かん詰の日本農林規格」を制定。以降、食品の日本農林規格に「表示」を規定。

畜肉味付けかん詰の標示:①品名、②原料畜肉名、③固形量及び内容量総量、④製造年月日、⑤製造業者又は販売者の住所及び氏名の明記、⑥文字、絵その他の表示の規制 など

昭和43年 消費者保護基本法公布・施行

国会議論の過程で、JAS制度にも表示の改善と表示制度の充実について改善の要請。

昭和45年 JAS法改正

品質表示基準制度を制度化。JAS規格が制定されている農林物資を対象に、①名称、②原材料名、③内容量、④製造業者等の住所及び氏名を表示事項と定めた。(原産国は、農林物資ごとに必要性に応じて表示)

平成12年 品質表示基準を全飲食料品に拡大

添加物の表示について

食品衛生法における理由・経緯

有毒、有害な飲食物の取締りを規定した「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」が、新憲法の制定に伴い失効。このため、新たな法によってそれらの食品の取締りが必要になった。

昭和23年 食品衛生法施行

「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」で規定されていた溶性サッカリンのほか、ズルチン、タール色素、合成保存料を含むかん詰、びん詰、たる詰の食品について、それらを含む旨の表示を義務付け。

昭和32年 人工甘味料、合成着色料、合成保存料等5用途で使用した添加物を含むかん詰等(上記、合成樹脂性容器包装詰の食品)について、添加物名又は用途名の表示を義務付け。

昭和44年 容器包装に入れられた全ての加工食品について、5用途で使用した添加物の表示を義務付け。

昭和58年 添加物78品目について、添加物(物質)名による表示及び人工甘味料等8用途で使用した場合には用途名の併記を義務付け。

国民の、健康に対する意識の向上とともに、健康の維持増進にとって基本的要素である食品の内容を正しく理解し、選択するための情報として、食品添加物の表示についての関心が高まる。

昭和63年 厚生省令改正

全ての化学的合成品の添加物について、栄養強化目的、加工助剤、キャリーオーバーを除き表示を義務付け。(用途名併記(8用途)や簡略名、一括名(14種類)による表示についても規定)

化学的合成品の義務化に当たって、米国等から「天然添加物の表示免除は新たな非関税障壁」との抗議。
(※表示することなく天然添加物を広く使用できる日本と、合成添加物も区別なく使用し、表示している米国の商品との間に、実質的な非関税障壁を作るものである。)

平成元年 厚生省令改正

化学的合成品以外の添加物について、化学的合成品の添加物と同様の表示を義務付け。

アレルギー物質の表示について

食品衛生法における理由・経緯

アレルギー疾患を惹起することが知られているアレルギー物質を含む食品に起因する健康危害が散見され、こうした危害を未然に防止するため、表示を通じた消費者への情報提供の重要性が高まる。

(なお、JAS法に基づく原材料表示においては、重量割合5%未満の複合原材料等は「その他」とまとめることができるため、ごく微量のアレルギー物質により発症する患者に対する情報提供としては不十分であった。)

米国、カナダ、フランスにおいてアレルギー表示の義務化が進んでおり、Codex委員会においても、アレルギー表示を規定する方向にあった。

平成11年 厚生労働省食品衛生調査会表示特別部会

報告書(食品の表示のあり方に関する検討報告書)において、諸外国でも表示の義務化が進められていることから、食品中のアレルギー物質については、健康危害の発生防止の観点から、これらを含有する食品に対し、表示を義務付ける必要があるとされた。

平成12年 厚生労働省食品衛生調査会表示特別部会

報告書(遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品に関する表示について)において、アレルギー表示は、「容器包装された加工食品」を対象に、過去の健康障害などの程度、頻度を考慮して重篤なアレルギー症状を起因する実績のあった食品について、その原材料を表示させる「特定原材料名表示」方式により行うことが適当とされた。

平成13年 厚生労働省令改正

5品目を特定原材料として表示を義務化、
19品目を特定原材料に準ずるものとして、表示を推奨することとなった。(猶予期間1年)

実態調査を踏まえ、特定原材料等を見直し

平成16年 特定原材料に準ずるものにバナナを追加。(猶予期間1年)

平成20年 特定原材料にえび、かにを追加。(猶予期間2年)

原産地表示について

JAS法における理由・経緯

青果物の輸入の増加、産地の多様化等により、消費者を中心として青果物の原産地表示の一層の充実・強化を求める声が強まる。

平成3年 青果物の一般品質表示ガイドライン制定

平成5年 JAS法改正

JAS規格の制定が困難な農林物資で一般消費者が購入に際して品質を識別することが著しく困難であるものについても、品質表示基準が制定できることとなる。

特定の青果物について原産地表示を義務付け。

平成8年 にんにく、しょうが、ブロッコリー、さといも、生しいたけ

平成10年 ごぼう、アスパラガス、さやえんどう、たまねぎ

平成12年 生鮮食品品質表示基準の制定

すべての生鮮食品に原産地表示を義務付け。

原料原産地表示について

JAS法における理由・経緯

原料調達先の多様化・グローバル化が進展する中、食品の品質に関する消費者の関心が高まり、国内で製造・加工される加工食品の原料の原産地についても、品質に関する情報として重要視されるようになった。特に、梅干し、らっきょう漬けなどの加工食品について、原材料の原産地に対する強い要望が寄せられた。

平成12年 加工食品の品目ごとの製造・流通実態等を踏まえた検討

「原料原産地の表示のあり方」が示される。

食品の表示に関する
共同会議やパブリック
コメントを経て、対象
品目を順次拡大

- 平成12年 梅干し及びらっきょう漬けについて原料原産地表示を義務化。
以降平成14年まで、うなぎ蒲焼等の8品目に原料原産地表示を拡大。
- 平成16年 20品目群へ原料原産地表示を拡大。
- 平成19年 緑茶飲料、あげ落花生へ原料原産地表示を拡大。

平成21年 消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して(食品の表示に関する共同会議報告書)とりまとめ

義務対象品目選定の際の基本的な考え方について、「要件Ⅰ、Ⅱを基本的に維持すべきものと考える」とした。

- I 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
II 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品に表示を義務付け

平成23年 黒糖及び黒糖加工品、こんぶ巻へ原料原産地表示を拡大

遺伝子組換え表示について

JAS法における理由・経緯

食品の高品質化や生産性の向上等を目的に、食品の製造等における組換えDNA技術の応用に関する研究・開発の進展

平成8年 遺伝子組換え食品の輸入開始

消費者を中心に安全性について不安の高まり、併せて、流通される者への表示や情報提供を求める声が高まり、それを受けマスコミでも盛んに取り上げられ議論が巻き起こる。

平成9～11年 農林水産省 食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会

遺伝子組換え食品の表示についての検討を開始。組換えられた遺伝子及び組換えられた遺伝子によって生産されるたんぱく質によって生じる差異の観点から、表示を義務付け。

平成12年 遺伝子組換え食品に関する 品質表示基準制定

平成13年より遺伝子組換え食品の表示を義務化
(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、綿実)

食品衛生法における理由・経緯

平成3年 組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針を作成

平成12年 厚生労働省 食品衛生調査会表示特別部会

「遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品に関する表示について」を公表。安全性審査を義務付けている遺伝子組換え食品について、その内容を明らかに示すための表示を義務付け。

平成13年 厚生労働省令改正

遺伝子組換え食品の表示を義務化
(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、綿実)

安全性審査を経た遺伝子組換え食品について、順次表示対象品目を追加

平成13年 高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びその加工品(JAS法のみ)

平成14年 ばれいしょ加工品

平成17年 アルファルファ及びアルファルファを主な原材料とするもの

平成18年 てん菜及びてん菜(調理用)を主な原材料とするもの

平成19年 高リシン遺伝子組換えとうもろこし及びその加工品(JAS法のみ)

平成23年 パパイヤ及びパパイヤを主な原材料とするもの



期限表示、保存方法について

JAS法における理由・経緯

昭和35年 「にせ牛かん事件」

消費者保護の要請が高まる。

昭和36年 JAS規格の中に表示の基準を規定

日付については食品衛生法と同様に原則として製造年月日を表示することとなった。また、必要性に応じて、農林物資ごとに保存方法を表示することとなった。

平成5年 食品等の日付表示のあり方の検討(農林水産省、厚生労働省)

- ① 保存技術の進歩により、製造年月日を見ただけではいつまで日持ちするか分からなくなっていたこと
- ② 製造年月日表示が返品や廃棄を増大させていたこと
- ③ 国際規格(包装食品の表示に関するコーデックス一般規格)との調和が求められたことなどが報告書としてまとめられる。

平成6年 各品質表示基準改正

製造年月日に代え、消費期限・賞味期限の表示を義務付け。

平成12年 品質表示基準を全飲食料品に拡大

期限表示、保存方法等の表示の義務付け。

平成15年 品質保持期限を賞味期限に統一

食品衛生法における理由・経緯

有毒、有害な飲食物の取締りを規定した「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」が、新憲法の制定に伴い失効。このため、新たな法によってそれらの食品の取締りが必要になった。

昭和23年 食品衛生法施行

「名称」や「製造所の所在地及び製造者の氏名」のほか、飲用牛乳、ハム、缶詰等一部の品目について「製造年月日」の表示を義務付け。

昭和36年 厚生省令改正

適した保存方法を示すことにより、食品衛生を確保するため、保存基準が定められたものについては保存方法の表示を義務付け。

平成7年 厚生労働省令改正

製造年月日に代え、消費期限・品質保持期限の表示を義務付け。

栄養表示について

健康増進法における理由・経緯

昭和20年以降、毎年実施している国民栄養調査の結果から、戦後の国民の栄養状態は回復の方向に向かっているが、たんぱく質やカルシウム、ビタミン等は不足していることが判明。国民の栄養を改善する方途を講じることが必要であることが明らかになった。

昭和27年 栄養改善法施行

特殊栄養食品制度を創設(補給できる旨の表示:厚生大臣の許可)

国民の栄養を改善するため、経済安定本部資源調査会が、食品にビタミンやミネラルを強化するよう勧告。

栄養改善法を制定し、特殊栄養食品制度として、勧告に基づく強化食品を規定。

昭和46年 制度改正により許可対象の食品を国民が日常摂取する10品目(米、押麦、小麦粉等)に限定。

高齢化社会の到来、肥満や生活習慣病の増加を背景として、特定の栄養成分の補給ができる旨の情報にとどまらず、エネルギー等の少ない旨の情報へのニーズが高まる。このような中、特定成分の含有や低減のみを強調するような表示も見られるようになった。

また、国際的にも、欧米諸国において栄養表示に基準を定める方向に進んでいた。

平成7年 栄養改善法改正

栄養成分表示の普及、適正化を図ることにより、国民の健康づくりを推進するため、栄養表示基準制度を創設。栄養強化食品の表示許可制度は廃止。

平成15年 健康増進法施行

栄養改善法廃止に伴い、健康増進法において栄養表示基準について規定。